

ワンデーレスポンス実施要領

1 目的

薩摩川内市では、工事現場において発生する様々な問題について、工事を対象にワンデーレスポンス（「現場を待たせない」「速やかに回答する」）に取り組み、速やかな対応に努めてきたところである。

これまで、工事を対象に実施していたワンデーレスポンスの取り組みについて、公共工事に関する設計業務等（測量、設計及び調査業務）まで拡大し、以下のとおり実施することにより、更なる事業執行の円滑化を図ることを目的とする。

2 実施対象

薩摩川内市が発注する全ての工事及び測量、設計、調査等業務委託

3 実施内容

- (1) 受注者からの質問、協議への回答は、原則として1日以内（24時間以内）に回答するものとする。ただし、閉庁日は除く。
- (2) 1日以内の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要かを受注者に確認の上、1日以内に「回答期限」を予告する。
- (3) 予告した「回答期限」に回答できない場合は、明らかになった時点で、速やかに受注者に新たな「回答期限」を予告する。
- (4) 受注者からの的確な状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

4 実施方法

- (1) 初回打合せ時に、受注者に対し、ワンデーレスポンスの意義と目的を説明し、本取り組みへの双方の理解を高める。
- (2) 受注者からの問い合わせ等及びそれらに対する回答については、原則として書面によるものとする。

なお、緊急を要する場合は電話、FAX、メール等の媒体を活用することができるものとする。ただし、この場合も事後に書面で処理するものとする。

5 適用

本要領は、令和3年12月1日から施行する。